

【ご参考】静岡県中央会様専用販売ツールのご紹介②

団体割引
20%

**サイバーリスク・
情報漏洩総合補償プラン**
企業をサイバー攻撃から守る



最大割引
25%

中央会の休業プランGLTD

従業員の就業障害時の所得喪失を補償



中央会の会員団体および所属事業者の皆様へ

2021年3月加入地解禁

全国中小企業団体中央会

サイバーリスク・情報漏えい 総合補償プラン

団体割引
20%

補足的メール訓練サービスをご提供

専門事業者賠償責任保険 サイバープロテクター特約付

サイバーリスクにともなう
様々な損害に対応します。



新規・更改

加入申込期間
2020年12月1日～2021年2月28日
加入(補償)期間(保険期間)
2021年3月25日午後4時～2022年3月25日午後4時

中途加入

加入申込期間
毎月1日～末日(2021年3月以降)
加入(補償)期間(保険期間)
申込月の翌月の25日午後4時～2022年3月25日午後4時

全国中小企業団体中央会
<http://www.chuokai.or.jp/>

[2020年10月版]

中央会の休業プラン GLTD (団体長期障害所得補償保険)

全国中小企業団体中央会
静岡県中小企業団体中央会
会員事業者の皆様へ

従業員の就業障害時の
所得喪失を補償

- 保険料は **25%割引!** (2020年10月版)
- 加入時は書類の郵送不要で手続も簡単。
- 保険料を会社負担で従業員が全員加入した場合、保険料は全額会社負担できます。(2020年10月版)

保険期間 [2020年10月1日午後4時以降の加入の場合]
[全額加入(補償)100%以上の場合 / 半額加入の場合]
2020年10月1日午後4時～
2021年10月1日午後4時までの1年間
11月以降に加入の場合、毎月1日午後4時～1年間

保険期間 [2020年10月1日午後4時以降の加入の場合]
2020年10月1日午後4時～
2021年10月1日午後4時までの1年間
中途加入の場合、毎月1日午後4時～
2021年10月1日午後4時までの期間6か月

中央会の休業プランGLTDとは

就業障害時の会社支給の保険金が、アゴースが保険料によって
削減された補償額に不足した場合に、一定の割合を保障に
わたって補償する制度です。

全国中小企業団体中央会

専任保険会社：三井住友海上火災保険株式会社